

気球耐空証明制度

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本気球連盟（以下「連盟」という）は、連盟が定めた耐空性に関する基準に適合すると認められた気球の耐空性を証明することを目的とする。

第 2 章 概要

(対象)

第 2 条 連盟に登録された自由気球。

(概要)

第 3 条 連盟が定めた耐空性に関する基準に基づいて、インスペクターが機体検査を実施し、適合することを確認した機体に対して、耐空証明を発行する。ただし、国際民間航空機関（ICAO）加盟国の有効な輸出用耐空証明証、もしくは同等な書類がある場合は、インスペクターによる検査を省略可能とする。

第 3 章 耐空証明

(耐空証明基準)

第 4 条 以下に掲げるどちらかの基準を満たすこと。

- (1) 連盟が定める有人気球耐空性審査基準、および機体チェックシート。
- (2) 当該気球メーカーが発行するメンテナンスマニュアル。

(有効期間)

第 5 条 耐空証明の有効期間は 2 年間とする。

第 4 章 機体検査

(機体検査)

第 6 条 実施資格は連盟が認定したインスペクターとする。

2 機体検査の有効期間は機体検査合格後 3 カ月とする。

3 機体検査費用に関して、可否に関わらず 1 回の検査あたり次のとおりとする。

- (1) 球皮、バーナー、バスケットのセットでの検査料：5,000 円
- (2) バーナー、バスケットの追加時の検査料：2,000 円

4 機体検査料は検査実施前に連盟ゆうちょ銀行振替口座へ支払うものとする。ただしインスペクターの交通費、その他必要経費は、別途インスペクターに直接支払う。

5 合格した機体チェックシートは、管理責任者が申請書とともに事務局へ提出する。不合格の場合は、インスペクターが提出する。

第 5 章 耐空証明書発行申請

(耐空証明書発行申請)

第 7 条 必要書類は次のとおりとする。

- (1) 耐空証明書発行申請書。
- (2) 気球登録証明書のコピー
- (3) 耐空証明書発行料の送金証明。(振替受領証のコピーなど、申請書に貼付のこと)
- (4) 機体チェックシート。(インスペクターのサインがあること、機体検査料の送金証明を貼付のこと)

2 耐空証明書発行申請に必要な費用は次のとおりとする。

- (1) 耐空証明書発行料 5,000 円
- (2) 払込先は連盟ゆうちょ銀行振替口座とする。

(再発行申請)

第 8 条 必要書類は次のとおりとする。

- (1) 耐空証明書再発行申請書。
- (2) 再発行手数料の送金証明。(振替受領証のコピーなど、申請書に貼付のこと)

2 耐空証明書再発行申請に必要な費用は次のとおりとする。

- (1) 耐空証明書再発行手数料 2,000 円
- (2) 払込先は連盟ゆうちょ銀行振替口座とする。

第 6 章 バーナー・バスケットの追加

(バーナー・バスケットの追加)

第 9 条 耐空証明が有効な気球に関して、バーナー、バスケットを追加する場合の耐空証明は以下のとおりとする。

- 2 インспекターが機体検査を実施し、合格したバスケット・バーナーの情報を耐空証明書に記載し、サインすることにより発効する。
- 3 管理責任者は、追加されたバーナー・バスケットの情報を連盟に提出する。
- 4 検査したバーナー・バスケットの組み合わせのみを有効とする。
※バーナーA・バスケットA、および、バーナーB・バスケットBが耐空証明に追加されている場合、バーナーA・バスケットBの組み合わせは不可とする。
- 5 有効期限は耐空証明の有効期限と同じとする。

附則 平成 30 年 (2018 年) 7 月 22 日制定

この制度は、平成 31 年 (2019 年) 4 月 1 日より施行する。